

大分県報

平成二十九年
第二九〇五号
八月八日

（火曜日）

目次

告示

救急病院等の認定……………一

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一

道路区域の変更……………二

道路の供用開始……………二

建築基準法による道路位置の指定……………二

建築基準法に基づく公開による意見の聴取……………三

公告

公共測量の実施……………三

落札者等の公示……………三

正誤

平成二十九年七月十八日付け大分県報第二八九九号に登載の大分県告示第四百三十号（指定予定保安林）中の訂正……………三

平成二十九年六月十三日付け大分県報第二八九九号に登載の大分県告示第三百六十一号（指定予定保安林）中の訂正……………四

平成二十八年十月十一日付け大分県報号外（一二三）に登載の大分県選挙管理委員会告示第六十号（政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出）中の訂正……………四

○告示

大分県告示第四百六十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十九年八月八日

平成二十九年八月八日

大分県知事 広瀬勝貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	河野脳神経外科病院	大分市大字森町字無田々通二五〇番七	平二九・八・二から 平三二・八・一まで
救急病院	医療法人 藤心会 黒田整形外科	宇佐市大字上田一五一〇番地	平二九・八・二から 平三二・八・一まで

大分県告示第四百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。
平成二十九年八月八日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 変更申請のあつた年月日
平成二十九年七月二十五日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 虹のかけはし
- 三 代表者の氏名
神谷 實
- 四 主たる事務所の所在地
宇佐市大字下拝田千五百七十八番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある方々が、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
事務所の所在地の変更
事業の変更

大分県告示第四百六十八号

大分県報（告示）

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成二十九年八月八日

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十九年七月二十六日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 緑の大地の会
- 三 代表者の氏名
寺尾 英夫
- 四 主たる事務所の所在地
大分市大字田尻千一番地の十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自然や植物を愛する人、森林・林業に関心のある人たちを対象とし、国内の森林保護や農山村社会の維持発展と熱帯雨林の保護や再生などに関する事業を行い、地球環境の保護に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月八日

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
		大分県知事	広 瀬 勝 貞	

県道山香院内線	宇佐市安心院町笹ヶ平字向代四八〇番二から	前	一六・四 八・一	メートル
	宇佐市安心院町笹ヶ平字伊竜三九五番五まで			
内線	宇佐市安心院町笹ヶ平字向代四八〇番三から	後	二三・三 一三・一	メートル
	宇佐市安心院町笹ヶ平字伊竜三九五番六まで			

大分県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年八月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月八日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道山香院内線	宇佐市安心院町笹ヶ平字向代四八〇番三から 宇佐市安心院町笹ヶ平字伊竜三九五番六まで	平二九・八・八

大分県告示第四百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
平成二十九年八月八日

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大第二八一 一号	由布市挾間町古野字大間七四 番一一及び七四番一八	平二九・七・一一	メートル 六・〇〇	メートル 七七・五七

大分県告示第四百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係があり、意見のある者は、出席してください。

平成二十九年八月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 意見の聴取を行う日時

平成二十九年八月二十三日（水）午後二時から

二 意見の聴取を行う場所

豊後高田市玉津九八七番地 豊後高田市中央公民館

三 意見の聴取を行う事項

第一種中高層住居専用地域内において簡易裁判所を新築する件

四 建築主の住所及び氏名

東京都千代田区隼町四番二号

最高裁判所事務総局経理局長 笠井 之彦

五 建築場所

豊後高田市玉津字追手口八九四番、九二七―二番、八九四―二番

六 建築の計画

1 構造 鉄骨造二階建て

2 申請部分の延べ床面積 四八五・六四平方メートル

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所から公共測量の実施について通知があった。

平成二十九年八月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

二 作業の地域

大分市西ノ洲地内

三 作業の期間

平成二十九年八月一日から同年十月三十一日まで

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年八月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る役務の名称

自動車保管場所証明電子化システム環境構築・保守業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部交通規制課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十九年七月五日

四 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社 大分支店長 江原 和裕

五 落札金額

五千二百三十八万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年五月二十六日

○正 誤

平成二十九年七月十八日付け大分県報第二八九九号に登載の大分県告示第四百三十号（指定制定保安林）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
四	下	右から十	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	立木の伐採の限度

平成二十九年八月八日

大分県報（正誤）

四

平成二十九年六月十三日付け大分県報第二八八九号に登載の大分県告示第三百六十一号
（指定予定保安林）中の訂正

ページ	段
六	上
六	下

右から一

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

立木の伐採の限度

平成二十八年十月十一日付け大分県報号外（二二三）に登載の大分県選挙管理委員会告示第六十号（政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出）中の訂正

ページ	段
二	上
二	下

三木 正勝

三木 政勝

誤

正